

グローバル新成長国オープン

愛称: グローバルネクスト

追加型投信／海外／資産複合

投資信託説明書
(交付目論見書)

2016.10.6

毎月
分配型

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分固定型))	年12回(毎月)	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書により行うグローバル新成長国オープン(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年10月5日に関東財務局長に提出しており、平成28年10月6日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

三井住友信託銀行株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

設立年月日: 1996年2月6日/資本金: 4億9,000万円(2016年10月5日現在)

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額: 1兆6,020億円(2016年8月末現在)

グループ資産残高(グローバル): 1兆1,270億米ドル(2016年6月末現在)

■照会先 ホームページ www.gsam.co.jp 電話番号 03-6437-6000 受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで
アドレス

新成長国 とは？

本ファンドにおいて、新成長国とは、主に先進国を除いた国および地域をいいます（一般的には、開発途上国、エマージング諸国と呼ばれる国を含みます）。新成長国には、過去に経済危機を経験してきた国もあります。しかし、広い国土に豊かな資源を有する国々や、人口の多さを背景として世界の製造拠点や将来の消費大国として期待される国々など将来有望な国々が多数存在しています。

ファンドの目的

新成長国の株式および債券への投資を通じて、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

- 1 新成長国市場全体の収益機会の追求を目的として、投資信託証券を通じて新成長国の株式および債券に投資します。
- 2 資産配分は、原則として新成長国の株式20%、債券80%とします。債券には、現地通貨建て債券および米ドル建て債券が含まれ、それぞれに資産の60%、20%を配分することを基本とします。
- 3 原則として、毎月の決算時（毎月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に各資産からの配当、利息収入を中心に、収益分配を行うことをめざします。また、年4回（毎年3月、6月、9月、12月の決算時）、各資産の値上がり益や為替差益等も勘案して収益分配を行う場合があります。

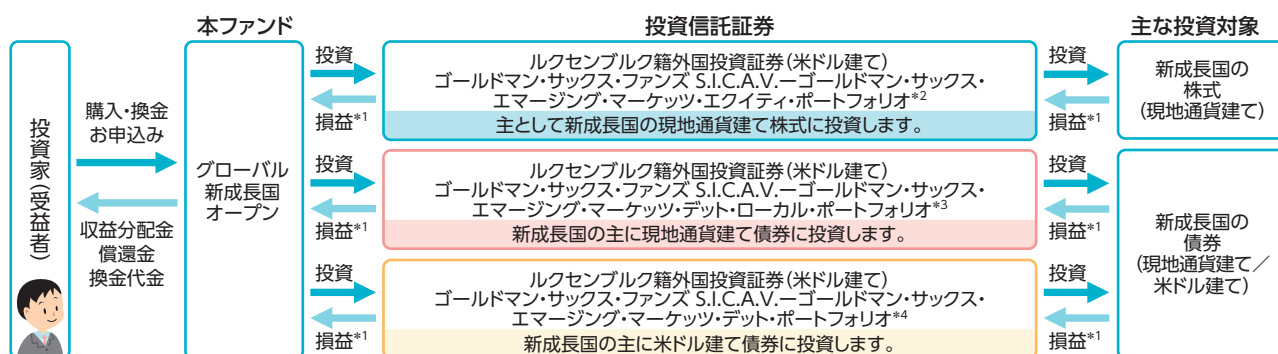
通貨については、米ドルおよび新成長国の幅広い通貨に分散されます。（外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。）

本ファンドの参考指標：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）20% + JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）60% + JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）20%

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式で行います。運用にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



*1 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

*2 「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・ブロード・エクイティ・ポートフォリオ」から「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオ」に名称を変更しました。

*3 「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」から「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」に名称を変更しました。

*4 「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ」から「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ」に名称を変更しました。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

上記の投資信託証券（以下、総称して「組入れファンド」または「指定投資信託証券」ということがあります。）で組入れる現地通貨建て資産については、原則として各通貨の対米ドルでのヘッジは行いません。

上記は2016年10月5日現在の組入れ投資信託証券の一覧です。今後、上記以外の投資信託証券が新たに追加される場合、あるいは上記の投資信託証券が除外される場合もあります。なお、新たに追加する場合は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用し、同様の運用方針であるファンドに限りま。

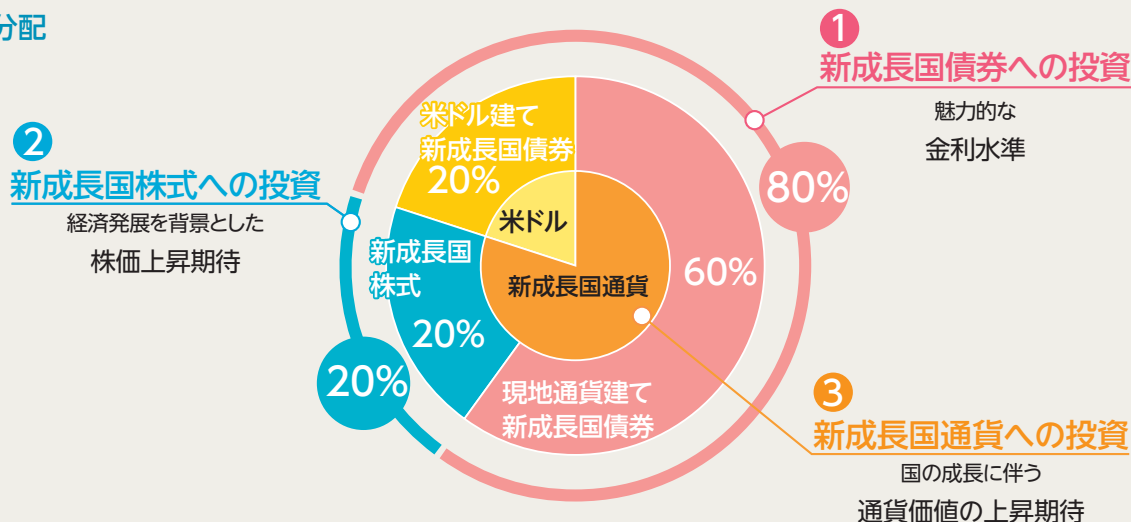
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記の投資信託証券の一部に投資を行わない場合があります。

ファンドの特徴

新成長国債券に80%、新成長国株式に20%投資することで、新成長国市場全体の収益機会を捉えることをめざします。

また、新成長国通貨を保有することで、中長期で通貨価値の上昇の恩恵も同時に期待できます。

資産分配



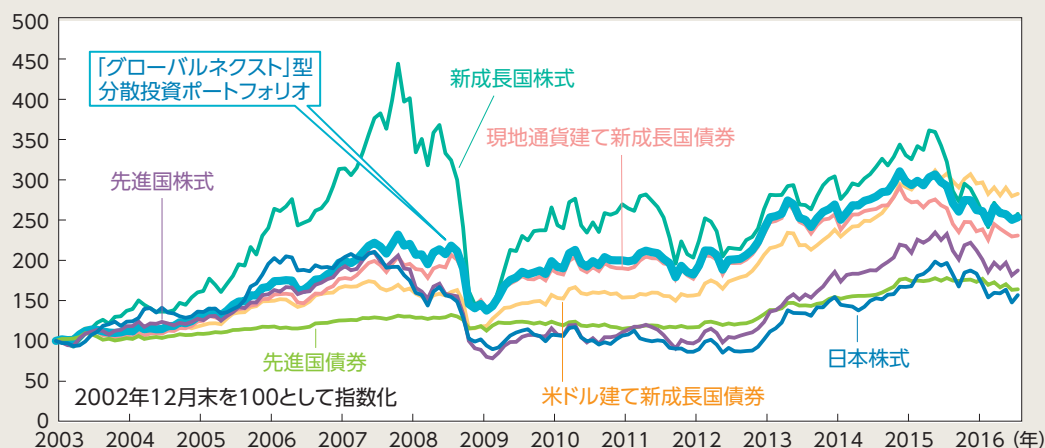
上記は本ファンドの基本資産配分です。金利水準は変動するものであり、一般に、高い金利水準は相応のリスクを伴います。また、新成長国の株価および通貨価値には下落リスクがありますので十分ご注意ください。

過去の市場の値動き ―主要資産と「グローバルネクスト」型分散投資ポートフォリオの値動き―

債券は株式と比べて、値動きはより安定的に推移すると考えられます。

債券への投資比率の高い「グローバルネクスト」型分散投資ポートフォリオは、2007年11月以降の株式下落局面において、下落幅は株式対比小さい結果となりました。

各資産への投資と「グローバルネクスト」型分散投資ポートフォリオの値動きの推移



期間：2002年12月末～2016年7月末

出所：ブルームバーグ、JPモルガン、MSCI Inc.のデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

「グローバルネクスト」型分散投資ポートフォリオ：MSCIエマージング・マーケット・インデックス20% + JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド60% + JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド20%、現地通貨建て新成長国債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド、先進国債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス、新成長国株式：MSCIエマージング・マーケット・インデックス、先進国株式：MSCIワールド・インデックス、日本株式：TOPIX（円ベースまたは円換算ベース）

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。

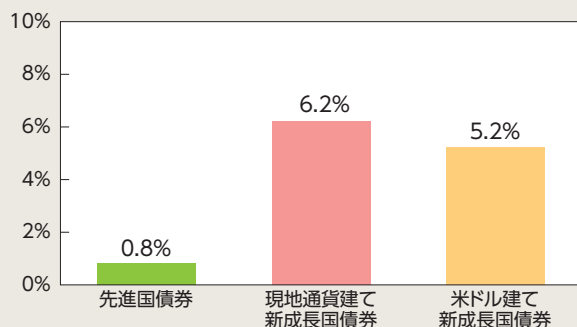
本ファンドの実績は、後記「運用実績」をご覧ください。

エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産が大幅に減少するリスクを伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

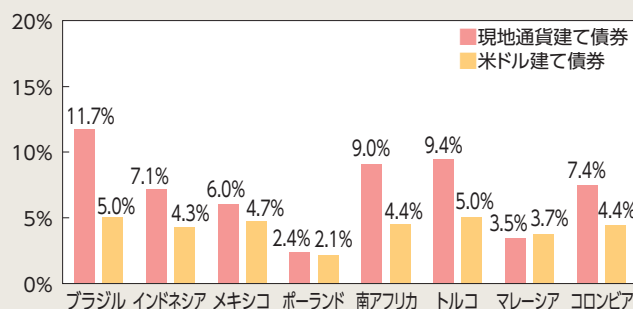
①新成長国債券への投資 —魅力的な金利水準—

新成長国債券は、先進国と比較して魅力的な金利を提供する国が数多く存在しています。
新成長国債券は先進国債券と比較して価格変動が大きく、また信用リスクも高い一方で、相対的に高い金利収入が期待できます。

先進国と新成長国の金利水準



代表的な新成長国の現地通貨建て債券と米ドル建て債券の金利水準



2016年7月末現在

出所：JPモルガン

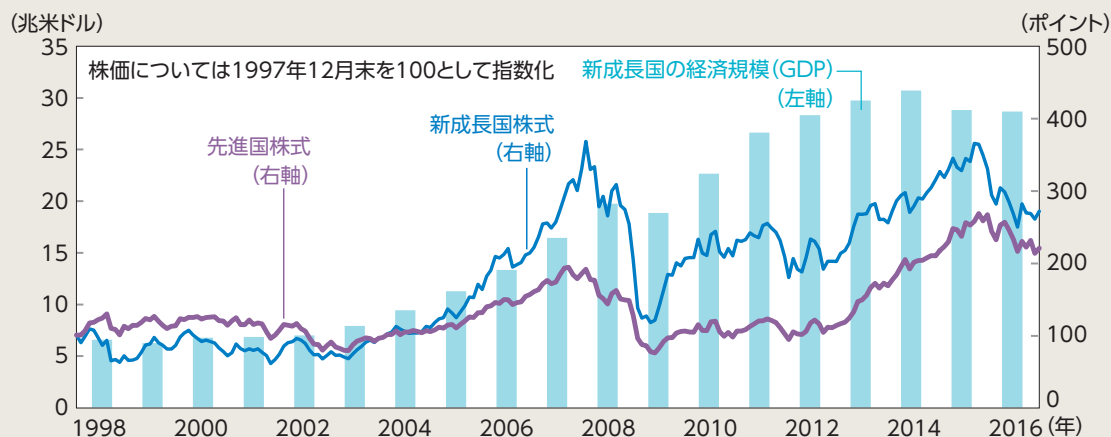
先進国債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス、現地通貨建て新成長国債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド、米ドル建て新成長国債券：JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご注意ください。上記金利水準は、将来大きく変動することがあります。

②新成長国株式への投資 —経済発展を背景とした株価上昇期待—

先進国を上回る株価上昇が期待できることが、新成長国株式投資の魅力です。
ただし、新成長国株式は先進国株式に比べて価格変動が大きい傾向があり、価格下落のリスクも相対的に高くなっています。

新成長国の経済規模と株価、先進国の株価の推移



期間：1997年12月末～2016年7月末

出所：ブルームバーグ、IMF(国際通貨基金)World Economic Outlook, April 2016(予測値を含む)、MSCI Inc.のデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

新成長国株式：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)、先進国株式：MSCIワールド・インデックス(円換算ベース)

上記は過去のデータおよび一時点における予測値であり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。

本ファンドの実績は、後記「運用実績」をご覧ください。

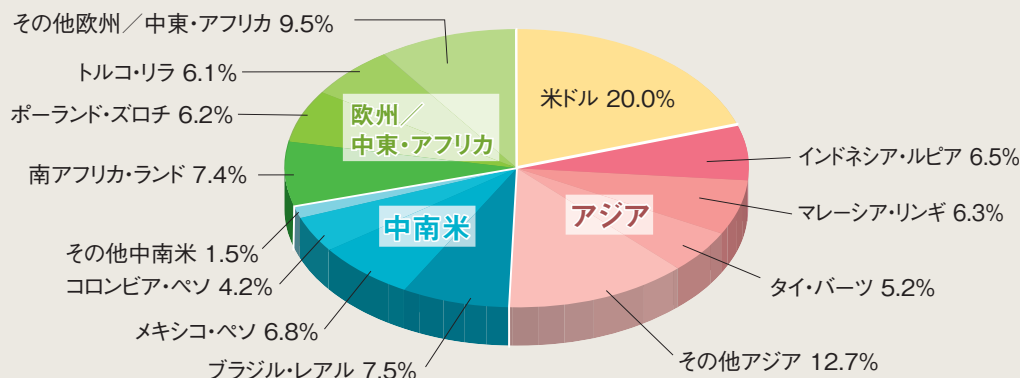
エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産が大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

③新成長国通貨への投資

参考指標の通貨は、アジア、中南米、欧州／中東・アフリカの新成長国に分散されています。新成長国の成長に伴い、通貨価値の上昇の機会を得ることをめざします。

反対に通貨価値が下落した場合、損失を受けます。

本ファンドの参考指標の通貨配分



2016年7月末現在

出所：ブルームバーグ、JPモルガン、MSCI Inc.

本ファンドの参考指標：株式：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)20% + 現地通貨建て債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)60% + 米ドル建て債券：JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)20%

上記は本ファンドの通貨比率ではなく、本ファンドがこれらすべての通貨に投資するとは限りません。また上記以外の通貨に投資する場合もあります。上記の値は四捨五入しているため、合計値が100にならない場合があります。

新成長国市場の投資リスク

新成長国はさまざまな経済成長段階にあり、高い成長が期待される一方、先進国と比較して投資資産が大幅に下落し価値を失うリスクを含んでいます。また、新成長国市場への投資には主に以下のようなリスクがあります。

新成長国債券市場特有のリスク

- 新成長国において発行される債券では、投資適格未満の格付け*を付与されている債券もあります。
- 先進国の国債など、より高格付けの債券と比較して信用度が低く、債務不履行が生じる可能性(デフォルト・リスク)が高くなります。
- 新成長国市場の通貨は、先進国の通貨と比べ流動性が低い、為替変動が大きい、といった傾向があります。
- 金融商品取引や海外との資金決済の制度が未整備であり、証券の預託にもリスクが生じる場合があります。
- 新成長国において発行される債券は現地通貨リスクが伴います。

*格付け会社よりBBB-/Baa3などで表示される格付け未満の格付けを指します。

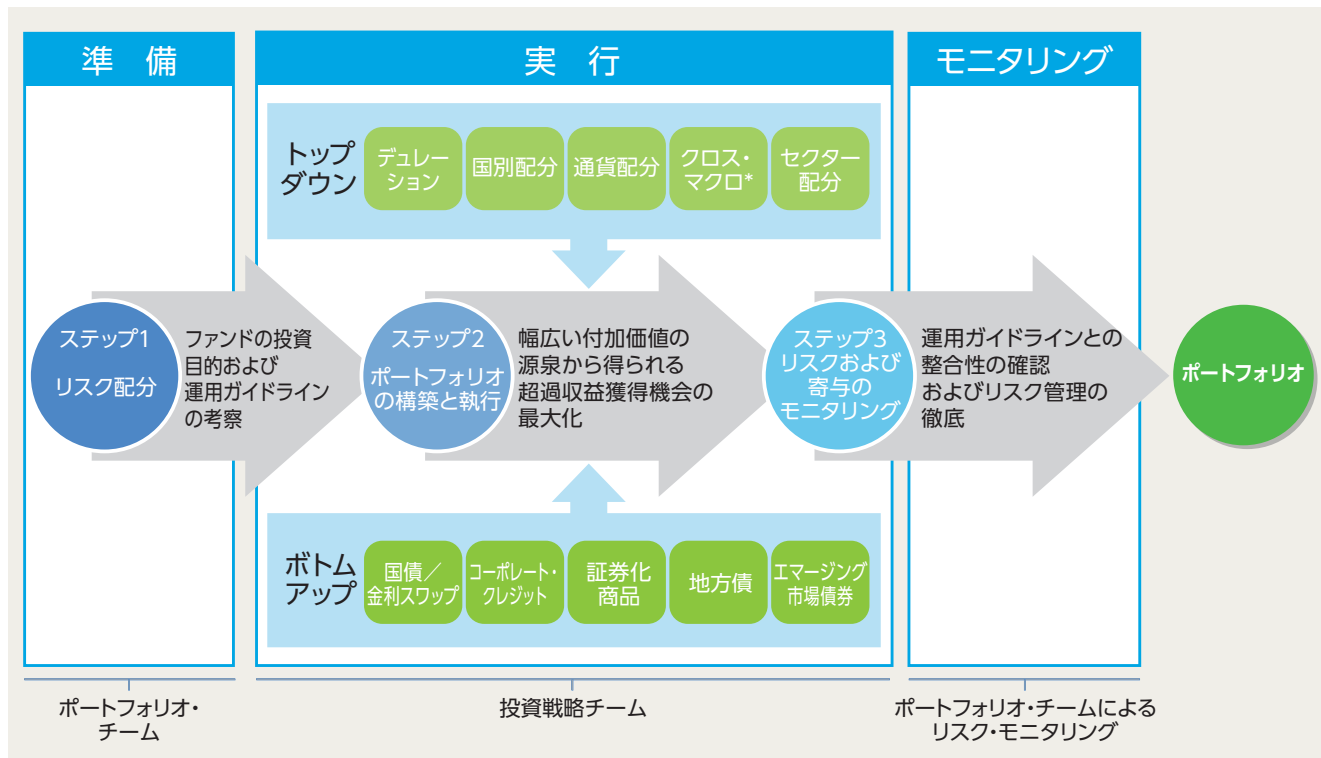
新成長国株式市場特有のリスク

- 一般的な新成長国の特性として、社会・政治・経済の不安定要素がより大きいことに加え、資本制度の浸透度の違いにもより財産の国有化等のリスクが残る市場も存在します。一般に、市場規模が小さく流動性は低い傾向にあります。
- 開示制度や会計基準の違いから、現地企業に関する情報の入手・分析などの調査活動において、先進国の市場と比較して困難である、あるいは制約が多い傾向があります。また、金融商品市場における規制がより緩やかであるといった問題もあり、一般に価格形成が非効率である傾向が強いとされています。
- 新成長国市場の通貨は、先進国の通貨と比べ流動性が低い、為替変動が大きい、といった傾向があります。
- 金融商品取引や海外との資金決済の制度が未整備であり、証券の預託にもリスクが生じる場合があります。
- 新成長国において発行される株式は現地通貨リスクが伴います。

エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産が大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

ファンドの運用 一新成長国債券ー

組入れファンドにおける債券運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。組入れファンドの運用は、以下のプロセスに従って行われます。

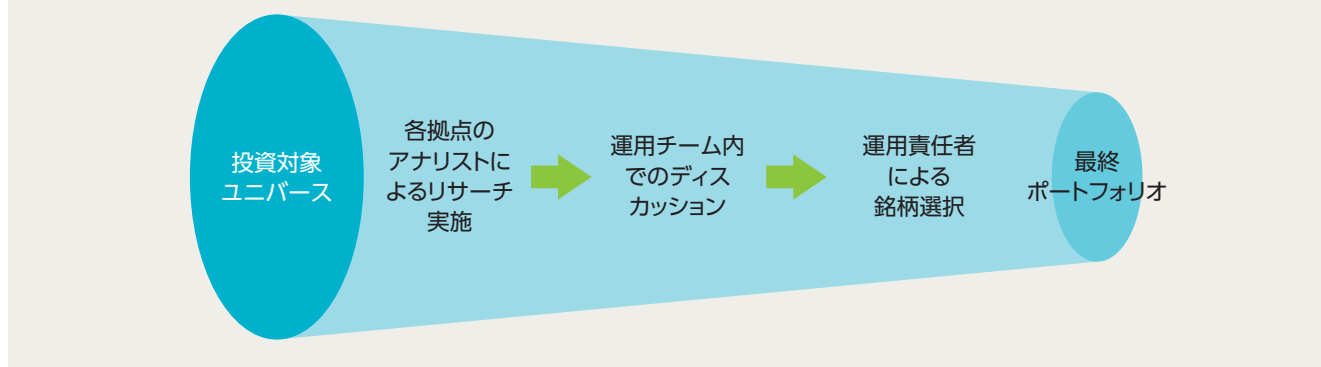


*「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

ファンドの運用 一新成長国株式ー

組入れファンドにおける株式運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのエマージング市場株式チーム(ファンダメンタル株式運用グループ)が主として担当します。エマージング市場株式チームは、世界各国に配置されたアナリストがリサーチを実施し、定期的なミーティングを通じて情報の共有化を図るリサーチ体制をとっています。以下のプロセスに従って、グローバルのリサーチ体制を活用したボトム・アップ・アプローチによる銘柄選択を行います。

グローバルのリサーチ体制を活用したボトム・アップ・プロセス



投資対象ユニバースには、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの構成国以外の銘柄も含まれます。したがって、本インデックスの構成銘柄以外にも投資を行うことがあります。また、本インデックスの構成銘柄であっても、必ず投資するとは限りません。

「ビジネスの質」および「経営者の質」について、それぞれ以下のような観点から評価し、銘柄選択を行います。

ファンダメンタルズに基づいたボトム・アップ分析

ビジネスの質

- 強力な価格決定力
- 長期的に安定した収益
- RoIC*やRoEなど投資収益性・効率性が高水準または改善傾向
- フリー・キャッシュ・フローが高水準または改善傾向など

経営者の質

- 経営資源管理能力
- 業界他社と比較した場合の企業収益の優位性
- 利益目標が株主利益と一致
- 社会的責任 など

* RoICとは利益を投下資本(有利子負債+株主資本)で割った数値

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント内のグローバル・リソースを積極活用

より広範囲な視点で捉えるため、ファンダメンタル株式の先進国株式チームやグローバル新興国債券・為替チームなど他のゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント運用チームのリソースを有効活用しています。

- マクロ的安定をもたらさうる構造変化
- 物価動向
- 経済の成長性
- 透明性が高く適切な金融政策
- 持続可能な財政政策と通貨制度
- 透明性の高い規制環境 など

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時(毎月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、各資産からの配当、利息収入を中心に収益分配を行います。また、年4回(毎年3月、6月、9月、12月の決算時)、各資産の値上がり益や為替差益等も勘案して収益分配を行う場合があります。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



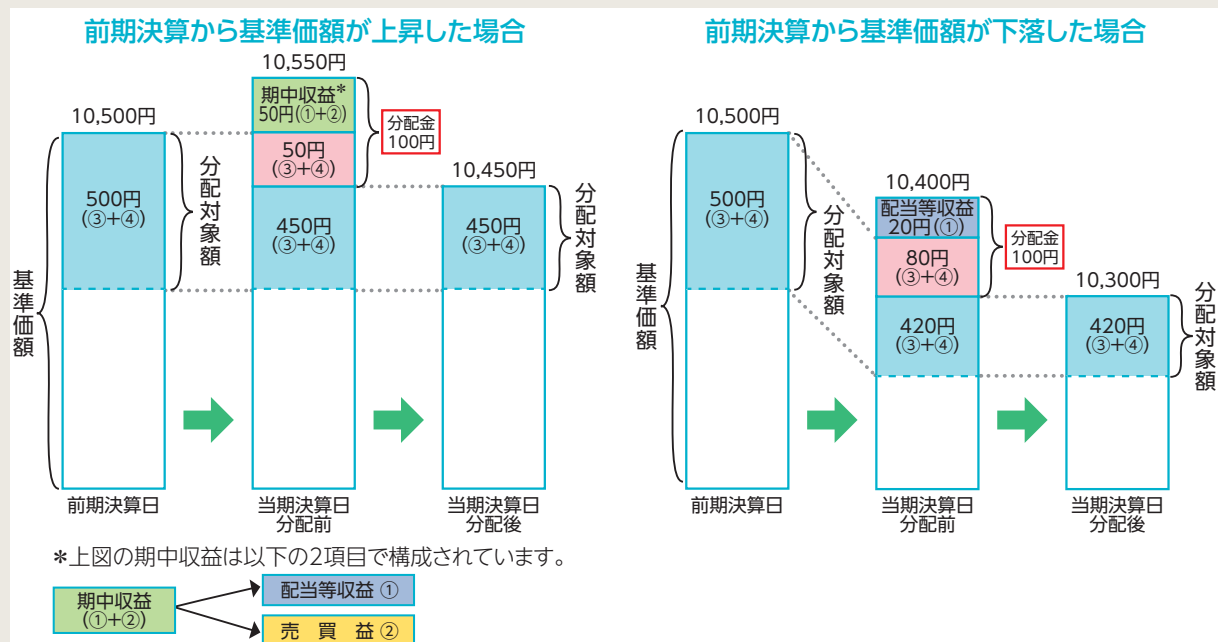
収益分配金に関わる留意点(続き)

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

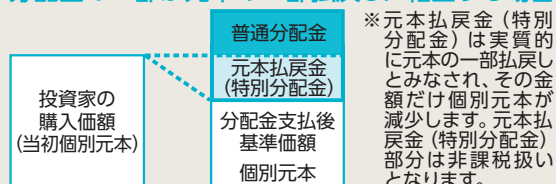


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

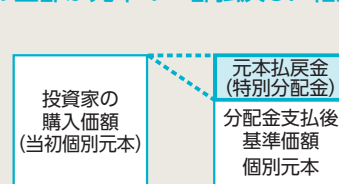
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的には元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

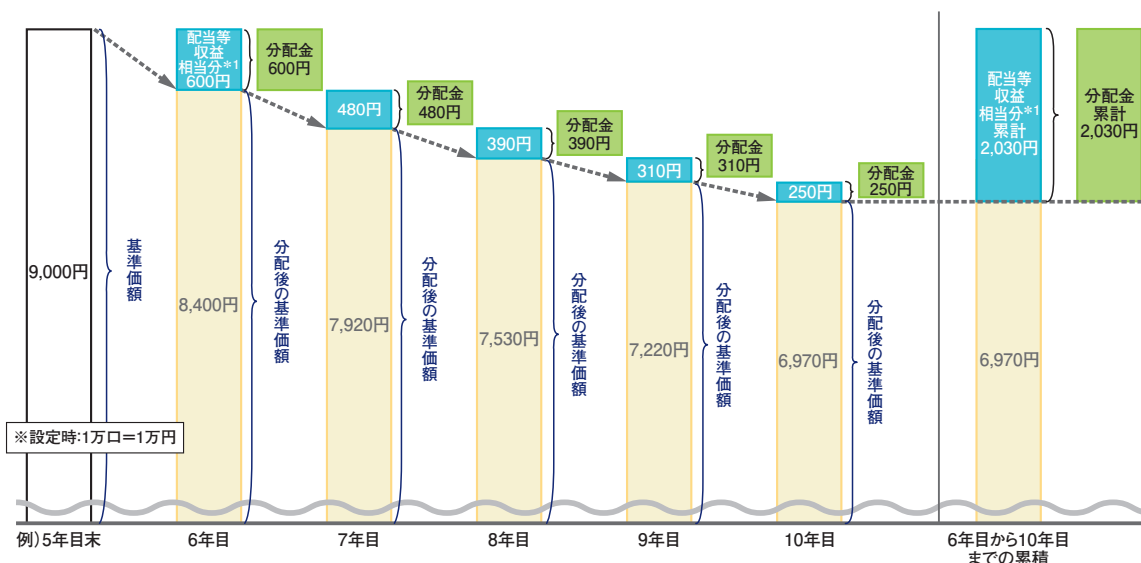
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

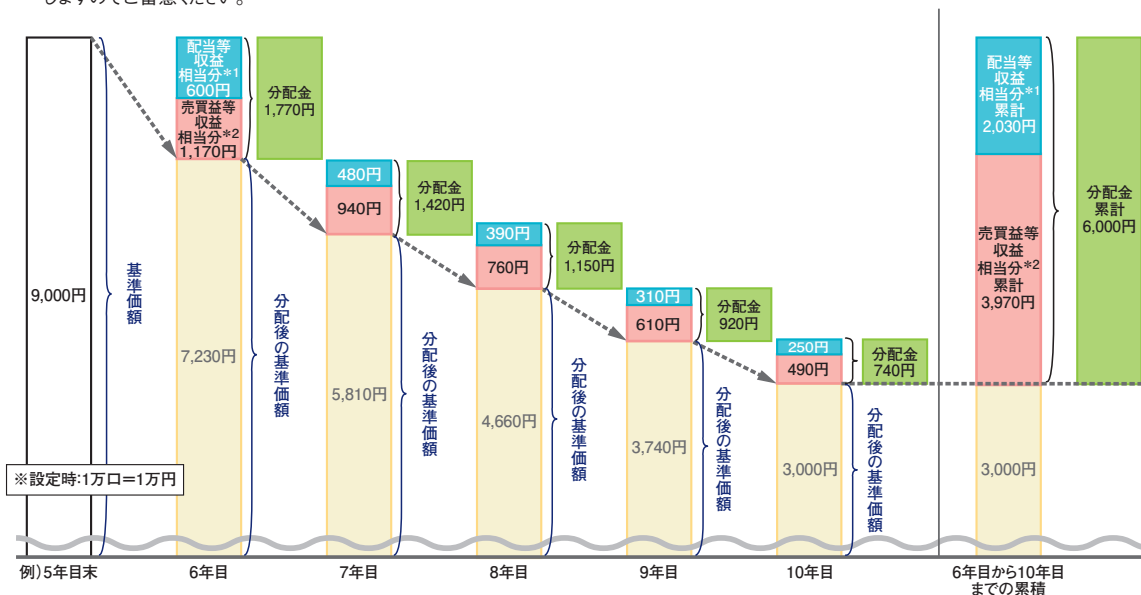
①配当等収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



②配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



*1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。

*2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注) 上図はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

追加的記載事項

組入れファンドの概要

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. － ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	エマージング諸国の主に株式および株式関連証券に投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざします。
主な投資対象	①主に、エマージング諸国の企業により発行された株式および株式関連証券に投資します。 ②ADR(米国預託証券)、GDR(グローバル預託証券)、EDR(ヨーロッパ預託証券)などにも投資できます。 ③通常の場合において、資産の3分の2以上を株式または株式関連証券に投資します。
運用報酬等	年率1.00%(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク) ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー(GSシンガポール) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(GSAMシンガポール)

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. － ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	エマージング諸国の主に現地通貨建て債券に投資することにより、収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。
主な投資対象	①主に、エマージング諸国の現地通貨建ての国債および社債に投資します。 ②金融デリバティブ商品(金利スワップ、通貨スワップ、NDF等)などにも投資できます。 ③通常の場合において、資産の3分の2以上をエマージング諸国の債券に投資します。
運用報酬等	年率0.80%*(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。) *上記の数値は実質的な運用報酬率です。上記投資信託証券の運用報酬の一部(年率1.00%のうち、年率0.20%)は、本ファンドに対して毎月払い戻されるため、実質的な運用報酬率は年率0.80%となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク) ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー(GSシンガポール) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(GSAMシンガポール)

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. － ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	エマージング諸国の主に米ドル建て債券に投資することにより、収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。
主な投資対象	①主に、エマージング諸国の国債および社債に投資します。 ②金融デリバティブ商品(金利スワップ、通貨スワップ、NDF等)などにも投資できます。 ③通常の場合において、資産の3分の2以上をエマージング諸国の債券に投資します。
運用報酬等	年率0.75%(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク) ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー(GSシンガポール) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(GSAMシンガポール)

※ 上記投資信託証券については、日々の流入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われます。これは、資金の流入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

※ 上記は2016年10月5日現在の組入れファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

新成長国市場への投資に伴うリスク

新成長国市場への投資には、先進国市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が低いことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること(このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。)、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。新成長国におけるカストディアンやブローカーに証券が預託される場合にもリスクが生じます。

新成長国の債券等の格付けの低い債券については信用リスクがより高くなります。また、株式や債券の発行国における有事等(経済危機、政治不安、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、戦争など)の際には、本来想定している運用ができない場合も考えられ、その結果、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性があります。

また、本ファンドでは、新成長国の株式や債券に投資するため、先進国の株式や債券と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有すると考えられます。

新成長国市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、外国株式を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入る有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元本が保証されているものではありません。特に株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

債券投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、外国債券を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、債券投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。一般的に、債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

為替リスク

本ファンドの外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスク管理体制

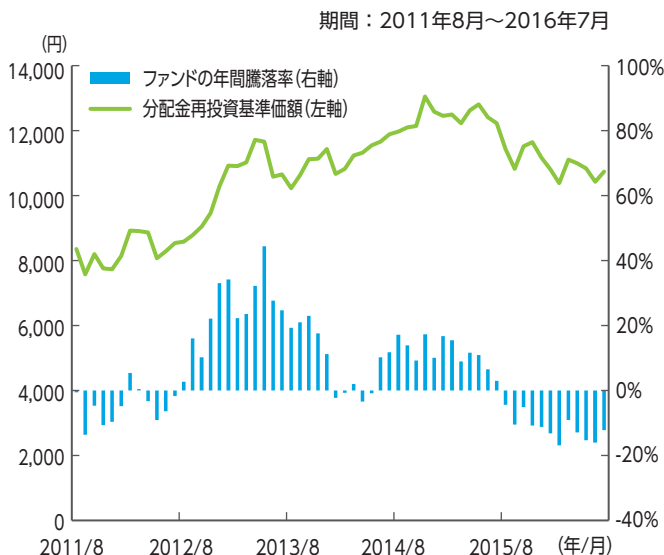
運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

参考情報

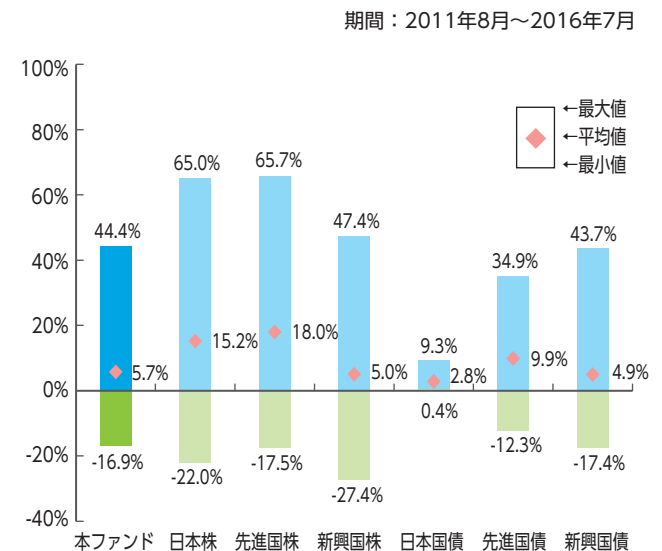
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

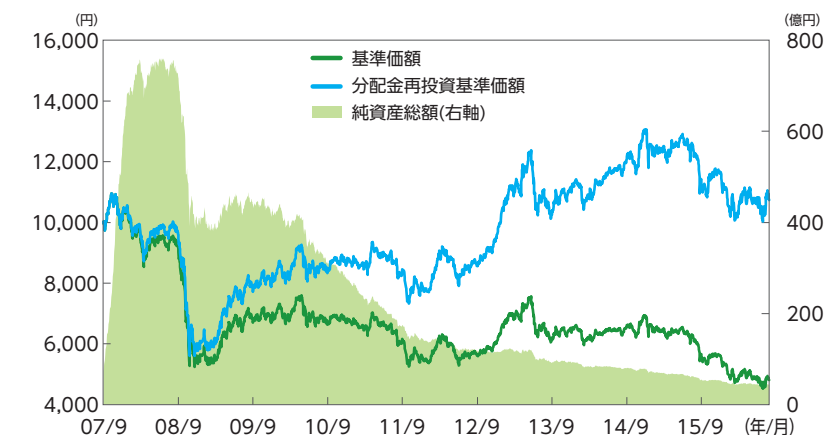
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2016年7月29日現在

基準価額・純資産の推移

2007年9月3日(設定日)～2016年7月29日



基準価額・純資産総額

基準価額	4,803円
純資産総額	43.3億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	3.11%
3ヵ月	-2.23%
6ヵ月	-0.61%
1年	-12.17%
3年	0.93%
5年	23.66%
設定来	7.39%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	15/8/5	15/9/7	15/10/5	15/11/5	15/12/7	16/1/5	16/2/5	16/3/7	16/4/5	16/5/6	16/6/6	16/7/5	直近1年累計	設定来累計
分配金	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	40円	40円	580円	5,180円

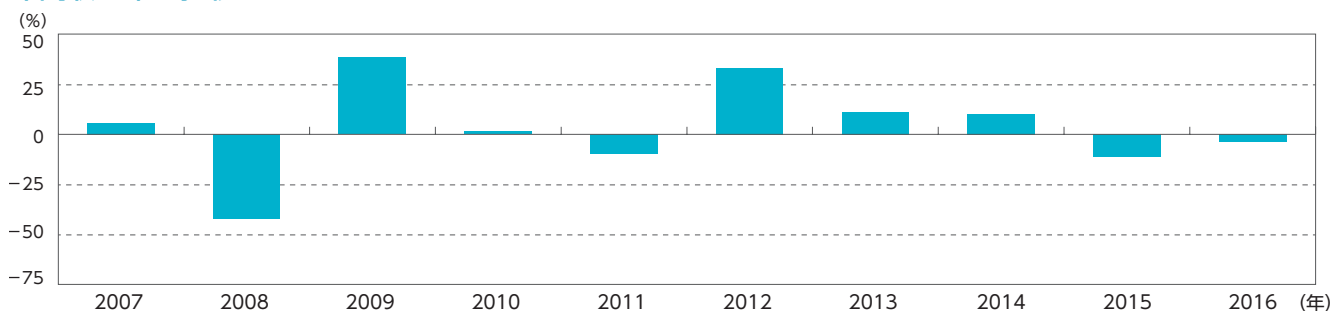
●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産配分比率*	比率	通貨配分比率	比率	上位銘柄	償還日	比率
現地通貨建て 新成長国債券	59.2%	米ドル	34.7%	REPUBLIC OF POLAND	2022/ 9 /23	2.6%
		メキシコ・ペソ	10.9%	KINGDOM OF THAILAND	2021/12/17	2.4%
		マレーシア・リンギ	8.2%	UNITED MEXICAN STATES	2018/ 6 /14	2.0%
米ドル建て 新成長国債券	19.9%	ブラジル・レアル	7.3%	REPUBLIC OF POLAND	2021/ 4 /25	1.9%
		南アフリカ・ランド	7.1%	UNITED STATES DEPARTMENT	2022/ 9 /30	0.4%
		インドネシア・ルピア	7.1%	DOMINICAN REPUBLIC	2045/ 1 /27	0.4%
新成長国株式	19.8%	ポーランド・ズロチ	6.5%	PETROLEOS MEXICANOS	2026/ 8 /4	0.4%
		トルコ・リラ	5.3%	ISHARES MSCI SOUTH KOREA CAP	—	1.1%
		ハンガリー・フォリント	4.6%	TENCENT HOLDINGS LTD	—	1.0%
現金等	1.0%	タイ・バーツ	4.5%	TAIWAN SEMICONDUCTOR	—	0.7%
		その他	3.7%	合計		12.9%
合計	100.0%	合計	100.0%			

*各投資信託証券の組入比率です。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。
●2007年は設定日(9月3日)から年末までの騰落率、2016年は1月から7月末までの騰落率を表示しています。
●本ファンドにベンチマークはありません。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社によって異なります。
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社によって異なります。
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購入・換金申込 不可日	英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日(以下「ファンド休業日」といいます。)
申 込 締 切 時 間	「ファンド休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
購入の申込期間	2016年10月6日から2017年10月5日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。
購入・換金申込受付 の中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
信 託 期 間	原則として無期限(設定日：2007年9月3日)
繰 上 償 還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	毎月5日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	年2回(1月および7月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
課 税 関 係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、3.24% (税抜3%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。) 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。
換金時	信託財産留保額	なし

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎 日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して ①本ファンド			年率1.0368%(税抜0.96%)
		(内訳)			
		支払先の配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.054% (税抜0.05%)
			販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.9504% (税抜0.88%)
			受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率0.0324% (税抜0.03%)
		②投資対象とする投資信託証券			年率0.83%程度
		役務の 内容	投資顧問会社	ファンドの運用 等	年率0.83%程度
		実質的な負担 (①+②)			年率1.8668%(税込) 程度
		※上記の報酬率は、基本資産配分の場合のものであり、実際の報酬率とは異なる場合があります。 ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。			
	信託事務の 諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。			
随 時	その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)は ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

上記は、2016年10月5日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

・20歳以上の方…毎年、年間120万円まで

・20歳未満の方…毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間(5年)以内に信託期間が終了(繰上償還を含む)した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額(NISA枠)を再利用することはできません。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



Asset Management

グローバル新成長国オープン
愛称：グローバルネクスト